別添1

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
翔礼交通株式会社	宮城県	14	2025年12月23日	2026年10月30日	カ　認定期間内に60日車の行政処分を受けたため。

注）車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消基準	欠格期間
ア　不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。	認定取消日から 3年間
イ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死亡事故」が発生した場合。	認定取消日から 2年間
ウ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷事故」が発生した場合。	認定取消日から 1年間
エ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。	認定取消日から 1年間
オ　有効期間内に、有責・他責を問わず、「死亡事故」、「重傷事故」、「10 人以上の負傷者を生じた事故」、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生したり、30 日車以上の行政処分等（警告を含む）を受けたにもかかわらず、故意に30 日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。	認定取消日から 2年間
カ　有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合。	認定取消日から 1年間
キ　有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合。	認定取消日から 1年間
ク　1ツ星認定事業者が同じ有効期間内に、同じ営業所において2回目の1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分等（警告を含む）を受けた場合。	認定取消日から 1年間
ケ　有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合。	－
(注)認定の取消基準　ア～ケは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

別添1

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
アニバーサリー観光 （時乗　幸生）	山口県	14	2025年12月23日	2026年10月30日	カ　認定期間内に270日車の行政処分を受けたため。

注）車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消基準	欠格期間
ア　不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。	認定取消日から 3年間
イ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死亡事故」が発生した場合。	認定取消日から 2年間
ウ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷事故」が発生した場合。	認定取消日から 1年間
エ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。	認定取消日から 1年間
オ　有効期間内に、有責・他責を問わず、「死亡事故」、「重傷事故」、「10 人以上の負傷者を生じた事故」、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生したり、30 日車以上の行政処分等（警告を含む）を受けたにもかかわらず、故意に30 日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。	認定取消日から 2年間
カ　有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合。	認定取消日から 1年間
キ　有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合。	認定取消日から 1年間
ク　1ツ星認定事業者が同じ有効期間内に、同じ営業所において2回目の1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分等（警告を含む）を受けた場合。	認定取消日から 1年間
ケ　有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合。	－
(注)認定の取消基準　ア～ケは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。

別添1

○認定取消のお知らせ

認定取消事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	取消年月日	取消事由
亀の井バス株式会社	大分県	16	2024年12月26日	2026年10月30日	カ　認定期間内に120日車の行政処分を受けたため。

注）車両数は、日本バス協会調べ。

認定の取消基準	欠格期間
ア　不正申請等により、評価・認定を受けたことが確認された場合。	認定取消日から 3年間
イ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「死亡事故」が発生した場合。	認定取消日から 2年間
ウ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第3号に該当する「重傷事故」が発生した場合。	認定取消日から 1年間
エ　有効期間内に、有責の第一当事者となる自動車事故報告規則第2条第4号に該当する「10人以上の負傷者を生じた事故」で負傷の程度が著しい場合。	認定取消日から 1年間
オ　有効期間内に、有責・他責を問わず、「死亡事故」、「重傷事故」、「10 人以上の負傷者を生じた事故」、「転覆等の事故」又は「悪質違反による運行等」が発生したり、30 日車以上の行政処分等（警告を含む）を受けたにもかかわらず、故意に30 日以内に日本バス協会に報告しなかった場合。	認定取消日から 2年間
カ　有効期間内に、1営業所1回あたり50日車を超える行政処分を受けた場合。	認定取消日から 1年間
キ　有効期間内に、事業者の責めに帰する転覆等の事故又は悪質違反による運行等が発生した場合。	認定取消日から 1年間
ク　1ツ星認定事業者が同じ有効期間内に、同じ営業所において2回目の1営業所1回当たり30日車以上50日車以下の行政処分等（警告を含む）を受けた場合。	認定取消日から 1年間
ケ　有効期間内に、認定事業者から認定辞退の申し出があった場合。	－
(注)認定の取消基準　ア～ケは、全て貸切バス事業に係るものが対象となります。 認定が取り消された場合、欠格期間中は本評価制度の申請ができなくなります。	

※認定取消のお知らせは、認定取消日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。